

議 第 四 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十五年二月二十七日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 齋 藤 範 夫

仙台市議会議長

佐藤 正昭 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条（ ）の下に「常任委員の所属並びに」を加える。

第二条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第五条に次の一項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第六条第四項中「第二項の規定」を「第三項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 常任委員及び議会運営委員の選任に係る前項本文の指名は、会期の始めに行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。